

LIBOR参照金融商品に関する 実務対応報告案、コメント対応を 検討 | ASBJ、金融商品専門委

去る3月4日、企業会計基準委員会では第177回金融商品専門委員会は第177回金融商品専門委員会を開催した。

実務対応報告公開草案62号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」に寄せられたコメントとその対応案について検討された。証券市場における信頼度向上等のためにも個別財務諸表での注記省略の許容は行うべきでない。

次回親委員会(3月11日)で公表議決を諮る予定。

会計

原則適用は足並み揃え、2024年4月開始年度から

去る3月4日、企業会計基準委員会では第79回税効果会計専門委員会を開催した。

前回(2022年3月10日号(No.1638)情報ダイジェスト参照)に引き続き、次の取扱いの見直しについて議論が行われた。

税金費用の計上区分

原則として、当期税金費用をその発生源となる取引等に応じて、損益(税引前当期純利益から控除)、その他の包括利益および株主資本の各区分に計上

うとその他の包括利益または株主資本に計上されることとなる当期税金費用は含まれないと考えられる。これを踏まえ、冒頭の原則を適用しても、中間税効果適用指針における簡便法による税金費用の計算式のとおり計算すれば、予想年間税金費用は算定でき、特段の定めの変更は必要ないとの考えが示された。

(算式) 予想年間税金費用の計算方法

$$\text{予想年間税金費用} = (\text{予想年間税引前当期純利益} \pm \text{一時差異等に該当しない項目}) \times \text{法定実効税率}$$

また、四半期会計基準も中間税効果適用指針に準じ、特段の定めの変更は必要ないとした。

グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

前回提案された適用時期について、「税金費用の計上区分と同時に公表するのであれば、適用時期が異なるのはわかりづらい」との意見が親委員会では出されていた。これを踏まえ、税金費用の計上区分の改正と同様、2024年4月1日以後開始する事業年度の期首からの適用を原則とすることが提案された。専門委員から異論は聞かれなかった。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
4月11日(月)まで (10日が日曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年3月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
4月15日(金)まで	② 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出	② 4月1日の現況で関係市町村長へ提出。
4月中の市町村条例で定める日まで	③ 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付 ④ 軽自動車税の納付	
5月2日(月)まで (4月30日が土曜日、5月1日が日曜日のため)	⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1ヵ月延長法人(令和4年1月期) 2ヵ月延長法人(令和3年12月期) ⑦ 消費税確定申告(1ヵ月ごと)(2月期) ⑧ 消費税確定申告(3ヵ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1ヵ月ごと(2月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3ヵ月ごと(5月、8月、11月期) ⑪ 公共法人等の住民税均等割の申告納付 ⑫ 公益法人等(法人税申告書提出法人を除く)の損益計算書等の提出(令和3年12月期)	⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 ⑫ 公益法人等が年間収入金額8,000万円超の場合、事業年度終了後4ヵ月以内に損益計算書等を所轄税務署長に提出する義務がある。

国際会計

サイバーセキュリティに関する開示規則の改正案、公表—SEC

去る3月9日、SECは、上場企業のサイバーセキュリティリスクに関する「管理、戦略、ガバナンス」と「インシデント報告」に関する開示を強化し、標準化するための規則の改正案を公表した。

多くの上場企業はすでに投資家にサイバーセキュリティについての開示を提供しているが、この改正案は、リスクに関する管理、戦略、ガバナンスについての情報を投資家に通知し、投資家に重要なサイバーセキュリティ・インシデントのタイムリーな通知を提供することを目的としている。

改正案のポイント

改正案の主要な点は次の2つである。

(1) 重大なサイバーセキュリティ・インシデントに関する報告

上場企業が重大なサイバーセキュリティ・インシデントに遭遇した後4営業日以内に、臨時報告書(様式8-K)で重大なサイバーセキュリティ・インシデントについての情報の開示を

要求する。

改正される規則S-K(主に非財務情報を規定しているは、以前に開示した重大なサイバーセキュリティ・インシデントのアップデートの開示を要求する。

(2) サイバーセキュリティリスクに関する管理、戦略、ガバナンスについて、最新情報を提供するための定期的な報告

改正される規則S-Kは、サイバーセキュリティリスクに関する管理、戦略、ガバナンスについての開示を要求する。

また、取締役会にサイバーセキュリティの専門家がいる場合、年次報告で氏名と専門性の内容の開示を要求する。

コメント期間

コメント期間は、「SECのウェブサイト上で改正案が公開された後の60日間(2022年5月9日まで)」と「官報に改正案が公表された後の30日間」のうち、いずれか長い期間となる。

ポジティブ・メンタルヘルス

人生の水泳教室

メンタルクリエイト
江口 毅

水泳教室に通い始めて8カ月が経ちました。習い事がなかなか続かない筆者にとっては胸を張れる期間です。しかも始めてすぐ道1時間もかけて通っています。このことを踏まえると、有森裕子のように「はじめて自分で自分を褒めたいと思います」と言っているくらいは快挙かもしれません。さて、習い事がなかなか長続きしない筆者がなぜ8カ月も続けているのかを考えてみました。大別すると、3つの理由があります。

1つ目の理由は、混んでいないことです。プールのみの施設だからでしょうか、スポーツジムに比べるとかなり人が少ない印象です。元々人混みが苦手ですし、感染症予防という観点からも、人が少ないことに越したことはありません。

2つ目は、素晴らしいコーチと出会えたことです。習い事は、コーチとの相性、コーチの教え方が上手なことが大切だと常々思っています。教え方が上手というのは、経験年数や技術的なことだけではなく、励ましや安心させる言葉がけが上手ということも含みます。それらを満たしたコーチと出会えたことは幸運でした。

3つ目が、人に恵まれたことです。実はこの点が継続して通うことに最も大きな影響を及ぼしていると考えています。多くの場合、私たちは何をしたいか(または何をすべきか)を考え、習い事を自ら選び、始めます。しかし、続けていくと、不思議と「何をするか」よりも「誰とするか」のほうが重要になってくるのが少なくありません。旅行も似たようなところがあります。強く思い出に残るのは、「どこに行ったか」よりも「旅先で誰と過ごしたか」ではないでしょうか。

水泳教室では、この「誰とするか」に大変恵まれました。平日の日中に開催されている教室ということもあり、ほとんどの参加者は高齢の方です。その方々と過ごすのが、とても心地よいのです。彼らは、年齢の差を気にすることなくフラットに付き合ってくれます。また、いつも話しかけてくれたり、笑いをしてくれたりします。教室のなかでは、うまくできないところを共感してくれたり、うまくいけば褒めてくれたりします。教室とは関係なくプールに通っている人たちも、いつも挨拶してくれますし、柔和な笑顔で話しかけてくれます。そのような魅力的な人

たちに会いたくて通っている面が大きいです。

そのような出会いを経験し、あんなふうな年を重ねたいなと思うようになりました。彼らの言動1つひとつをみれば、人として当たり前のこともかもしれません。しかし、その当たり前のことが当たり前にできる人が減っているなかで、それはとても価値あることだと感じます。

そして、自分自身はできているだろうかと振り返りました。柔和な笑顔で過ごしているだろうか。善悪・優劣の価値判断にとらわれずフラットに人と付き合っているだろうか。うまくいかない辛さを共感し、うまくいった喜びを分かち合っているだろうか。そんな当たり前のことを当たり前にできる、大切だと思うことを大切にできる人間になりたいと思いました。

水泳教室に通うことで、これからの人生をどのように泳いでいけばよいのかを教わった気がします。水泳も人生も基本を大事にしていけば、上達するのでしょう。その際、気負わないことも大切です。コーチから全身の力を抜くことの重要性をよく指導されますが、これもまた人生と同じだと思えます。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年 3月4日	監査上の主要な検討事項(KAM)の特徴的な事例と記載のポイント	金融庁	適用1年目にみられたさまざまなKAMの記載を踏まえ、今後のさらなる実務の定着・浸透を図るため、「KAMに関する勉強会」にて議論された特徴的な事例やその記載の着目ポイントなどを取りまとめたもの。勉強会メンバーからのコメントのほか、早期適用会社の記載内容の変化等の類似度分析を含む傾向分析や、検討が必要と考えられる事例(KAMの内容や決定理由、監査手続等が不明瞭など)も示されている。 https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220304-2/01.pdf	—

金融

円安要因となる経常収支の赤字拡大

財務省は3月8日、2022年1月の国際収支状況(速報)を発表した。経常収支は1兆1,887億円の赤字で、過去2番目の大きさとなった。2014年1月に、過去最大の1兆4,561億円の赤字を計上した後、赤字を計上したのは同じ2014年と2020年の2回のみで規模も小さいものだったが、昨年12月と当該月の連続で赤字を計上し、規模も急拡大している。

経常収支は、海外とのモノの取引である貿易収支と、貨物・旅客運賃、訪日や海外への旅行者の費用支払い、金融証券取引、特許権、著作権などを含むサービス収支のほかに、利子・配当・寄付・贈与などの所得収支がある。このうち、日本は構造的に直接投資や証券投資・融資の利子や配当金の受取りが多く、経常黒字の大部分を占めてきた。

1月は貿易赤字が大幅に拡大したために、所得収支の黒字分を入れても経常赤字を計上することになった。赤字要因はエネルギー価格の上昇で、原油・前

年同月比84・6%増、石炭(同)167・4%増、液化天然ガス(同)52・1%増となっている。2月以降、ウクライナ情勢がさらに悪化し、今後の長期化が想定されるため、こうした資源価格はさらに上昇する様相をみせている。このため、当面経常赤字の縮小ないしは黒字転換の見込みは小さい。懸念されるのは、為替市場で当面の円安圧力となる点だ。ロシア・ルーブルの対米ドルでの大幅下落や欧州通貨の下落など、為替市場ではロシアに近いほど相場下落が目立つが、日本円は115円を挟んだレンジ内で、ほとんど動きがみられない。ただ、為替市場では、戦争などのイベントリスクは短期間で織り込むもので、中長期的には、金利差、経常収支、購買力平価の順に徐々に織り込んでいく。利上げを急ぐ欧米といまだに金融緩和策の出口がみえない日本との金利差は拡大傾向で、さらに経常赤字の圧力が加わるようになれば、長期的には円安傾向が続くとの見方が主流になっていくだろう。

証券

ウクライナの戦闘状況と世界の株価

ロシアのウクライナ侵攻開始から2週間、いよいよ首都キエフの攻防が焦点となってきた。両国は停戦協議を数回開いたが、対立は激しく、合意へ進む気配が感じられない。このため、ウクライナは首都陥落となっても、降伏せず、ゲリラ戦を続け、戦火は容易に収まらない、戦争が長期化するのではないかと、この見方もある。

株式市場にとって、もとより戦争の長期化は憂鬱な事態だが、さらに心配されるのが、ロシアに対する各国の経済制裁の影響である。今回、各国の制裁の動きは迅速かつ大規模で、ロシアにとつて予想外の事態であったとみる向きもある。ロシアは制裁への反撃(エネルギー供給の停止など)に出るタイミングを失ってしまったようにみえる。

すでに原油価格は、歴史的な高値に達し、農産物、金属資源などの国際市況も急騰、インフレ先進への懸念が一段と強まってきた。ロシアへの強力な制裁に踏み切った各国は、インフレ、景気後退を覚悟しての行動

であったと思われる。ただ、インフレや景気後退のレベルは経済政策の発動によって、いくらかはコントロールすることができると見られる。その点で、米FRBの金融政策の展開が一段と注目される。FRBはインフレ動向をどのように判断し、金利、資金量をどのように導いていこうとするのか、その手腕が期待される。仮に景気後退が明らかとなっても、FRBが機敏に株式市場の予想を上回るような政策展開を実施すれば、株価への打撃は相対的に軽くなるだろう。

現在、世界の株式市場は、ウクライナ情勢に反応して連日同方向に変動している。時差によって、上下が逆になる市場もあるが、その幅はわずかである。3月上旬末の株価水準は2月末に比べ、日本を含め約5%以内のマイナスの国が目立つ。資源国とされる国(ブラジル、オーストラリアなど)の株価がわずかにプラスとなっている。なお、ロシアとウクライナの株式市場は侵攻開始と前後して閉鎖されている。